社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会

~ 目 次 ~

【法人運	営部	3 P F	
推進目	目標	1	法人運営の強化
重点。	頁目	1	強化発展計画の進行管理····· p 1
重点写	頁目	2	ガバナンスとコンプライアンスの強化····· p 2
重点项	頁目	3	事業の見直し····· p 3
推進目	目標	2	人事・労務管理体制の整備
重点互	頁目	4	職員配置計画の策定····· p 4
重点互	頁目	5	職員研修計画の策定····· p 5
重点,	頁目	6	人事評価制度の導入····· p 6
推進日	目標	<u>3</u>	財政基盤の強化
重点功	頁目	7	適正な財源の確保····· p7
-		_	広報・啓発活動の推進
重点引	頁目	8	広報媒体の充実····· p8
【地域福	祉活	動	推進部門】
推進	目標	<u>5</u>	地域福祉活動の推進に向けた取組
重点,	頁目	9	甲府市地域福祉推進計画の目標達成に向けた事業の推進p9
重点互			1
重点功	頁目	11	虐待防止事業の推進p11
		_	住民主体による支え合いの地域づくり
重点,	頁目	12	小地域ネットワーク活動の活性化p12
重点互	頁目	13	住民参加による地域福祉活動の展開p13
			いきいきサロンの設立・運営支援p14
			配食サービス事業の展開p15
重点项	頁目	16	生活支援体制整備事業の推進·····p16
【ボラン	ティフ	ア記	5動推進部門 】
<u>推進</u> [目標	7	社会資源の発掘・顔の見える関係づくり
重点,	頁目	17	協働の相手となる地域の関係者の把握p17
重点互	頁目	18	住民活動の創出と地域資源の発掘p18
重点,	頁目	19	ボランティア団体、NPO等との協議・交流の場の設定p19

推進目標8	協働のル―ルづくり
重点項目 20	甲府市協働によるまちづくり推進行動計画事業の推進p20
重点項目 21	共通した地域課題を解決するための
	組織間の協働ルールの設定 p21
重点項目 22	災害ボランティアセンターの運営体制の整備・強化p22
重点項目 23	市内4大学とのネットワークの構築、連携強化p23
重点項目 24	近隣市町とのネットワークの構築による情報交換、活動協力…p24
<u>推進目標 9</u>	地域における多様な人材の育成、情報の発信
重点項目 25	地域で活躍する人材や活動が期待される人材の育成・支援p25
重点項目 26	様々な課題に取り組むための情報収集、
	ニーズの把握、情報の発信 p26
【福祉サービス	利用支援部門】
推進目標 10	権利擁護体制の整備
重点項目 27	「福祉後見サポートセンターこうふ」を中心とした基盤整備…p27
重点項目 28	行政や関係機関等との連携・ネットワークの構築p28
重点項目 29	日常生活自立支援事業の適正な業務推進p29
<u>推進目標 11</u>	権利擁護の視点からの地域福祉の推進
重点項目 30	担い手の育成と質の高い支援活動の実施p30
<u>推進目標 12</u>	
重点項目 31	募金実績の拡大p31
重点項目 32	適正な配分······p32
推進目標 13	指定管理施設における市民サービスの充実
重点項目 33	指定管理施設の適正な管理・運営p33
重点項目 34	各種事業の充実及び利用者の拡大p34
【在宅福祉推進	部門】
<u>推進目標 14</u>	在宅福祉サービス事業の見直し
	介護保険サービス事業等の見直しp35
重点項目 36	障害福祉サービス事業等の見直しp36
<u>推進目標 15</u>	笛南地域包括ケア体制の構築
重点項目 37	笛南地域包括ケア体制の充実・強化p37

部門名	法人運営部門	
推進目標1	法人運営の強化	
重点項目1	強化発展計画の進行管理	

現状と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行に伴い福祉課題は益々複雑・多様化しており、これに対処する事業展開を求められておりますが、本協議会の財政状況は、介護保険制度の改正等による影響から厳しさを増しており、今後の事業を進める上で早急に克服すべき課題となっています。また、平成29年4月には社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、組織運営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の措置を講ずることとされました。こうした状況の中、本協議会の果たすべき使命や目指すべき方向性を明確化し、財政基盤や組織体制の強化と事業の継続的発展を目指して、この計画を展開していきます。

H30年度 目 標 ・どこまで

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで この計画を展開するに当たっては、「実施計画評価検討委員会」を設置し、この委員会において評価を行い、当該年度の事業を適確に推進し、次年度以降の実施計画に反映させるとともに、人事評価制度との連携を図ります。

H30年度 取組方法

・どんなやり方で

PDCAサイクルを導入する中、ローリング方式により定期的に見直しを行い、施策や事務事業を評価し、改善しながら推進していきます。

- ①5月中に「実施計画評価検討委員会」を設置します。
- ②10月1日及び1月1日を基準日とし、それぞれ上半期の取組状況を10月に、下半期の取組状況(年度末の状況を見込む。)を1月に評価を行います。
- ③1月中旬~2月上旬に、次年度以降の実施計画と平成31年度の事業計画を策定します。

取組方法 年度	H30	H31	H32
実施計画評価検討委員会 の設置・開催	設置∙開催	開催	開催
実施計画内容の検討・確 認 事業実施状況の評価	実施	実施	実施

- ※ガバナンス...統治。支配。管理。また、そのための機構や方法。
- ※PDCA...PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の略。

部門名	法人運営部門			
推進目標1	法人運営の強化			
重点項目2	ガバナンスとコンプライアンスの強化			

現状と課題

社会福祉法等の一部を改正する法律の改正によって、本協議会では改正後の関係法令等に基づき経営組織体制の整備や財務関係書類等の公表を行っています。本協議会が市民や行政機関等から高い信頼を得るには、積極的な情報公開やコンプライアンスに関する役職員の意識の徹底、また、リスクマネジメントを日々の業務に定着させていくことが必要です。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

法令等に定める財務関係書類等の公表にあわせ、任意のものについても積極的に公表します。また、組織としての課題の整理と規程等の見直しを図ります。さらに、理事会等において ガバナンスとコンプライアンスに関する情報を提供します。

H30年度 取組方法 いつまでに ・どんなやり方で

①規程等の見直しについては、12月までに係長等会議において課題の整理を行います。また、平成31年1月から規程等の見直し作業に着手し、平成32年3月の理事会等への提案 を目途に見直しを行います。

②事業運営の透明性の向上については、毎月更新のホームページ及び年3回(4月・7月・1月)発行の社協だよりに掲載し公表します。

③11月に開催する理事会等において、ガバナンスとコンプライアンスに関する情報を提供します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
規程等の見直し	検討·実施	実施	実施
ホームページ等を活用した 情報公開	実施	実施	実施
情報の提供	実施	実施	実施

- ※コンプライアンス...法人活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること。
- ※リスクマネジメント...事業展開等に伴う様々な危険を最小の費用で食い止める管理手法。

部門名	法人運営部門
推進目標1	法人運営の強化
重点項目3	事業の見直し

現状と課題

社会情勢が変化し、福祉を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

このような状況を適確にとらえ、地域や利用者の二一ズに則した事業を展開していく必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 事業全般の見直しを行います。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

どんなやり方で

管理職会議等で合議します。

①10月に開催する「実施計画評価検討委員会」における評価を踏まえ、予算、人事、組織を 見据えた事業の見直しに着手します。また、予算編成までに、翌年度の「事業実施方針大 綱」を策定します。

②平成31年度の事業展開に向けて、平成31年2月までに予算、人事、組織を見据えた事業の見直しを完了させます。また、3月までに「事業計画」を策定します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
事業の見直し	実施	実施	実施

部門名	法人運営部門	
推進目標2	人事・労務管理体制の整備	
重点項目4	職員配置計画の策定	

現状と課題

| 今後、事業見直しを進める中で、適正な人員配置を計画する必要があります。

H30年度 目 標 どこまで

・どれだけ ・どのレベルまで

平成31年度中の計画策定を見据え、事業の見直しと並行して、調査・検討を行い、その結 果を取りまとめます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

平成31年度の職員配置計画の策定を見据え、事業規模の推移や業務量を把握し、適正な 職員数を算定するための調査や検討を行い、2月までに、その結果を取りまとめます。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
職員配置計画の策定	調査・検討・取りまとめ	策定·実施	実施

部門名	法人運営部門	
推進目標2	人事・労務管理体制の整備	
重点項目5	職員研修計画の策定	

現状と課題

職員として必要な知識・技能・人格・教養を高めるとともに、多様化する福祉ニーズへの対応を図るため、人事制度及び研修制度が有機的に連携した、人材育成に資する研修を実施していく必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 職員の資質や専門性の向上を図るためには、どういった研修を受講するのが適しているか、 研修内容についての調査・検討を行い、その結果を取りまとめます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

平成31年度以降は毎年度当初に計画を策定しますが、全社協や県社協、関係機関等が実施する研修会等について情報収集する中、研修内容の調査・検討を行い、2月までに、その結果を取りまとめます。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
研修計画の策定	調査・検討・取りまとめ	策定•実施	策定∙実施

部門名	法人運営部門
推進目標2	人事・労務管理体制の整備
重点項目6	人事評価制度の導入

現状と課題

現在、本協議会では、正規職員については人事評価を行っておりますが、これには職員個々の「目標管理」という考えが反映されておらず、上司が勤務態度等に対し評定を行うのみのものです。今後、職員が本計画に沿って業務を遂行していくに当たっては、自らの使命や役割等を明確にした上で、自身の長所や短所を検証・自覚する中、目標達成プロセスにおけるマネジメントカを強化していく必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

職員個々が、目標を意識して業務の執行を行うことができるような制度のあり方を検討します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

平成31年度の試行に向け、先進社協等の人事評価制度を参考に、制度の調査・検討を行い、2月までに、その結果を取りまとめます。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
人事評価制度の導入	調査・検討・取りまとめ	試行	実施

部門名	法人運営部門
推進目標3	財政基盤の強化
重点項目7	適正な財源の確保

現状と課題

本協議会の収入は、行政からの委託料、補助金、指定管理料等の公費財源がその大宗を占めているため、日頃から行政と連携・協働して事業の立案に努めるとともに、介護保険事業の見直しや適正な財源の確保に向けて、積極的に取組を行い安定した法人運営を目指す必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで

どれだけ

・どのレベルまで

①公的財源の確保

補助・委託事業の根拠を明確にし、必要な財源を確保します。

一補助・安託事業の依拠を明確にし、必安な別派を確保し ②自主財源の確保

地区自治会連合会の会議での会員加入の協力依頼や企業訪問による会費の増収に向けて 取り組みます。

|③採算性の確保

介護保険収入等の拡充やコスト削減を行い、採算が図られるよう取り組みます。

④中長期財政計画の策定

財源の確保等、継続的で安定的な財務運営に取り組むため、中長期的な財政計画を策定します。

①公的財源の確保

9月までに管理職会議等において協議を行い、甲府市へ次年度予算要望書を提出します。

②自主財源の確保

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

5月中に分かりやすい説明資料を作成し、6月下旬に開催される地区自治会連合会の会議で会員加入の協力依頼を行います。また、12月までに会費の増収に向けて、企業等訪問活動を行います。

③採算性の確保

在宅福祉推進部門の重点項目35~36の進捗状況に合わせて採算を図ります。

4 中長期財政計画の策定

6月までに中長期的な財政計画を策定します。

取組方法 年度	H30	H31	H32
公的財源の確保	実施	実施	実施
+ > U/F o Th/F			
自主財源の確保	実施	実施	実施
			+ 14
採算性の確保	実施	実施	実施
中長期財政計画の策定	策定	策定	策定

部門名	法人運営部門
推進目標4	広報・啓発活動の推進
重点項目8	広報媒体の充実

現状と課題

市民に幅広く本協議会の活動を理解していただくために、「社協だより」(年3回発行)の発行 やホームページを活用し、広報活動を行っていますが、本協議会の活動に対する市民の認 知度をさらに高めるため、情報発信の方法などの検討が必要です。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 読み手や閲覧者を意識した誌面やサイトづくりを行うとともに、SNSの知識や技術習得と運用方針等を策定します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

・どんなやり方で

- ①読み手や閲覧者を意識した誌面やサイトづくりを社協だより編集会議等で協議し、9月までに調査・研究結果をまとめ、1月号の社協だよりに反映します。
- ②SNSの知識や技術習得と運用方針等を3月までに策定します。
- ③パブリシティを活用した広報を行います。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
広報活動の充実	検討·策定	実施	実施

- ※サイト...インターネット上で情報やデータのある場所。
- ※SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。互いが友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービス。
- ※パブリシティ...テレビや新聞、雑誌等のメディアがニュースや記事として取り上げることで情報を周知すること。

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標5	地域福祉活動の推進に向けた取組	
重点項目9	甲府市地域福祉推進計画の目標達成に向けた事業の推進	

現状と課題

「甲府市地域福祉推進計画」は、甲府市が策定する「地域福祉計画」と本協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、地域の福祉課題を解決していくために、地域福祉を担う人づくりやネットワークづくり等を施策として位置付けています。重点的に進めていく事業に関しては数値目標が設定されています。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 数値目標が設定されている事業については、平成30年度の数値目標を達成できるよう事業 に取り組みます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

数値目標が設定されている「いきいきサロン」、「すこやか地域サポーター養成講座」、「小地域ネットワーク活動」等の項目について、10月に上半期の取組状況を、1月に下半期の取組状況(年度末の状況を見込む。)を評価します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
年度毎に設定されている 数値目標達成のための取 組	実施	実施	実施

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標5	地域福祉活動の推進に向けた取組	
重点項目10	相談体制の見直し	

現状と課題

ふれあい福祉センター運営事業は、甲府市役所内に設置した心配ごと相談室での相談員と、地域福祉推進課におけるCSWにより、市民及び地域からの相談に対応しています。近年では、精神保健に関する心配ごと相談が多く寄せられるため、適切な対応が行えるよう、精神保健分野に精通した心配ごと相談員の配置が必要です。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 精神保健に関する心配ごと相談にも、適切に対応が行える相談員を配置します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

8月までに、精神保健分野に精通した人材を配置するため、心配ごと相談員定例会における情報収集や、ハローワーク等の関係機関への依頼等を行うなどして配置します。

取組方法及びスケジュール

取組方法 年度	Н30	H31	H32
精神保健分野に精通した 相談員の配置	依頼·配置		_

※CSW...コミュニティソーシャルワーカーの略。地域で生活に課題を抱えている方などの援助を通して、地域と人とを結び付けたり、公的制度との関係調整を行う専門職。

部門名	地域福祉活動推進部門		
推進目標5	地域福祉活動の推進に向けた取組		
重点項目11	虐待防止事業の推進		

現状と課題

虐待防止事業は、高齢者、障がい者及び児童の虐待防止について、地区社会福祉協議会会 長と福祉推進員代表者を対象に、毎年度テーマを絞って研修会を開催しています。虐待防止 には、地域ぐるみの取組が重要であり、住民の理解が進むよう研修会の機会や方法等を検討 する必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

本協議会主催の研修会は、地区社会福祉協議会役員や全福祉推進員等、より多くの方の参加を得ながら開催します。また、今後、地区社会福祉協議会単位でも様々な機会を利用して虐待防止研修会の開催を検討します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- ①本協議会主催の研修会は、7月に児童虐待防止をテーマに、講師を児童相談所から招へい して、対象者を拡大し、より多くの方の参加が得られるよう開催します。
- ②今後、地区社会福祉協議会単位で虐待防止研修会を開催できるよう、支援方法等の検討を行います。

取組方法 年度	H30	H31	H32
本協議会主催の研修会の 開催	実施	実施	実施
各地区単位での研修会の 開催	検討	実施	実施

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標6	住民主体による支え合いの地域づくり	
重点項目12	小地域ネットワーク活動の活性化	

現状と課題

少子高齢化や核家族化が進む中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、社会的孤立や孤独死、老々介護等が問題となっています。このような中、小地域ネットワーク活動では、福祉推進員や民生委員児童委員、自治会関係者が連携し、見守りや声かけ等の活動を行っていますが、地区によって活動に違いがあります。これまで以上に必要性を訴えるとともに、福祉推進員の研修会や三団体合同会議において、必要性を認識してもらうよう現状と対応等について情報提供を行っておりますが、成果が見えない部分があります。地区の実状を踏まえて、アプローチする必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

全地区で三団体合同会議を開催し、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会の三者で、活動のあり方について情報を共有していただきます。また、活動が深化していない地区に対しては、活動が更に深まるような取組を行います。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①小地域ネットワーク活動に対する共通の理解と継続的かつ活性化に繋げていくため、年間 を通して三団体合同会議の開催支援を行います。また、社協だよりで福祉推進員等の活動 を通して小地域ネットワーク活動を紹介します。

②小地域ネットワーク活動が深化していない地区については、年間を通して説明会を開催し、活動が出来る体制づくりに向けてCSWが支援を行います。

取組方法及びスケジュール

取組方法 年度	Н30	H31	H32
三団体合同会議の開催支 援等	実施	実施	実施
活動が深化していない地区への支援	実施	実施	実施

※三団体…地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会のこと。

部門名	地域福祉活動推進部門		
推進目標6	住民主体による支え合いの地域づくり		
重点項目13	住民参加による地域福祉活動の展開		

現状と課題

地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となり、高齢者、障がい者、子ども等、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指した地域福祉活動を行っています。この活動として、福祉まつり、三世代交流事業、福祉施設等との交流、地区社協だよりの発行等を行っているところでありますが、地域共生社会の考え方が広まる中、地域住民が更にこうした活動に参加できるような、地域の輪が広がっていく必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 地区社会福祉協議会において、子どもから高齢者、また、障がいの有無に関わらず参加できる、地域福祉活動の展開を支援します。また、地域住民が地区社会福祉協議会の活動に関心と理解を得る中で、地域福祉活動に参加していただけるよう、全地区において社協だよりを発行できるよう支援します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①福祉まつり等の地域福祉活動が展開されるよう、CSWが他地区の事例を紹介する等、活動の活性化に向けた支援を行います。

②全地区において社協だよりが発行されるよう、年間を通して、CSWが社協だよりの参考資料の紹介や作成支援等を行います。

取組方法 年度	H30	H31	H32
地域福祉活動への支援	実施	実施	実施
地区社協だよりの作成支 援等	実施	実施	実施

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標6	住民主体による支え合いの地域づくり	
重点項目14	いきいきサロンの設立・運営支援	

現状と課題

いきいきサロンは、高齢者の閉じこもり予防や介護予防の場として、原則として、自治会単位に設置されています。しかし、運営者のなり手が確保できないことや、自治会内に集まる場所がない等の課題があり、いきいきサロンの設置数は伸びていません。また、地域の中には、いきいきサロンと同様な活動を行っている自主的な集まりもあることから、CSWが現状の把握を行い、甲府市と協働して今後のサロン事業について検討する必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで

・どれだけ

・どのレベルまで

- ①いきいきサロンの新規設置が進むよう、地域の実状に合わせて働きかけます。
- ②いきいきサロンの円滑な運営をCSWが支援します。
- ③地域には、いきいきサロン事業と同様な集まりがあるため、現状把握を行います。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

・どんなやり方で

- ①CSWとサロン担当者が、地域にいきいきサロン事業への理解を得る等、年間を通して支援を行い、10月に上半期、1月に下半期の取組状況(年度末の状況を見込む。)を評価します。
- .´o`CSWがサロンを訪問し、いきいきサロンが円滑に運営されるよう課題の把握に努め、活動が滞らないよう解決に向けて支援します。
- ③CSW(兼生活支援コーディネーター)が地域資源の把握の一環として、自主的に活動している集まりの把握を行います。

取組方法 年度	н30	H31	H32
設立に向けての支援	実施	実施	実施
サロンの円滑な運営への 支援	実施	実施	実施
自主的な集まりの把握	実施	実施	実施

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標6	住民主体による支え合いの地域づくり	
重点項目15	配食サービス事業の展開	

現状と課題

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、病気や障がいによって食事づくりが困難な方を対象に、地域のボランティアの協力と受託業者との連携により、声かけと見守り、安否確認を兼ねて配食を行っています。現在、14地区で配食ボランティアによる配食が行われており、住民主体のボランティア活動として地域に定着しています。配食が必要な方への見守りや安否確認が確実に行える体制を維持出来るよう、配食ボランティアの活動の支援を行います。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

- ①14地区で行われている配食ボランティア活動は、地域の見守り活動の一環として重要な活動であるため、円滑に活動が行えるよう支援を行います。
- ②甲府市広報等を通じて、配食ボランティアの募集を行い、新たな担い手の確保に取り組みます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①地区配食ボランティア責任者と連携し、新規利用者の調整等を迅速に行うとともに、遅配・ 誤配等が起きないよう、休止・再開等の連絡等も確実に行います。また、利用者への配食の 際に問題が生じた場合は、速やかに対応を行います。

②配食ボランティア活動を継続的に行えるよう、甲府市広報や社協だより、ホームページ等を活用し、年間を通して配食ボランティアの募集を行い、新たな担い手を確保します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
配食ボランティア活動に対する支援	実施	実施	実施
配食ボランティアの確保	実施	実施	実施

部門名	地域福祉活動推進部門	
推進目標6	住民主体による支え合いの地域づくり	
重点項目16	生活支援体制整備事業の推進	

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくために、団体や人材と連携しながら生活支援体制の充実と高齢者の社会参加の促進を図り、支え合いの地域づくりを進めていきます。事業の周知のため、甲府市と市社協が各地区に出向いて説明会を行っていますが、説明会が終了した地区から協議体の設置へ向けてのアプローチ、社会資源の把握、住民主体のサービスの構築等、社協として初めて行う事項が多い中で、甲府市や地域包括支援センターと密に連携して事業を推進していきます。また、住民主体のサービスである訪問型サービスBの実施に向けて準備を行います。

H30年度 目 標

- ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで
- ①各地区で協議体を設置します。
- ②地域課題の把握と課題に対応出来る団体や人材の発掘を行います。
- ③生活支援サポーターの養成を行います。

H30年度 取組方法

・どんなやり方で

- ①地区社会福祉協議会を通じて事業の説明を行いながら、地区内の各種団体等とネットの一クを組み、年間を通して、協議体の設置を支援します。
- ②地域課題に対応できる方策を考える機会を設けるとともに、年間を通して地域の中の団体や人材を把握します。
- ③生活支援サポーター養成講座を開催(7月・10月、定員各50名)し、訪問型サービスBに 従事出来る人材を養成します。

取組方法及びスケジュール

取組方法及びスケジュール				
取組方法 年度	Н30	H31	H32	
協議体の設置	実施	実施	実施	
地域の中の団体や人材の 把握	実施	実施	実施	
生活支援サポーターの養成	実施	実施	実施	

※訪問型サービスB...ボランティアが主体となって生活援助として、掃除や洗濯、調理等の日常生活に対する家事援助を行うサービス。

部門名	ボランティア活動推進部門
推進目標7	社会資源の発掘・顔の見える関係づくり
重点項目17	協働の相手となる地域の関係者の把握
現状と課題	生活課題の深刻化や制度の対象外にある地域ニーズに対し、その解決のための住民相互 の支え合いの推進や地域資源の発掘と地域課題に取り組む多様なセクターとの協働推進が 求められています。
H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで	ボランティアセンター、NPO等がお互いに想定される協働相手の強み・弱みを把握し、求められるもの、提供できるもの、協働することで生まれるものは何かを客観的に把握します。
H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で	①7月までに甲府市協働推進課と共同して、協働推進ハンドブックを作成します。 ②10月までに甲府市協働推進課と共同して、ボランティア人材登録制度を確立し、活用を図ります。 ③今年度中に、社会福祉法人、NPO、企業、学生、サロン等の活動状況を把握します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
協働推進ハンドブックの作 成	実施	実−施	実−施
ボランティア人材登録制度 の確立・活用	確立·活用	活用	活用
協働相手の活動状況の把 握	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門			
推進目標7	社会資源の発掘・顔の見える関係づくり			
重点項目18	住民活動の創出と地域資源の発掘			
現状と課題	生活課題の深刻化や制度の対象外にある地域ニーズに対し、その解決のための住民相互の支え合いの推進や地域資源の発掘と地域課題に取り組む多様なセクターとの協働推進が求められています。			
H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで	まちづくりを担うボランティアコーディネーターを配置し、自治会等と連携した住民活動の創出 やサロンの立上を支援します。また、地域課題を把握、共有し、地域資源をもとに、地域課題 の解決に結びつける役割を担う地域リーダーの育成を行います。			
H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で	①まちづくりを担うボランティアコーディネーターを育成・配置します。また、地域資源を発掘するため、公共施設等にボランティアコーナーの設置を行い、ボランティアの相談や情報発信を行います。 さらにCSWと連携し、自治会活動の支援や、いきいきサロンへの講師の派遣等を行います。 ②地域ぐるみボランティア活動推進事業を千塚・新紺屋地区で開催し、住民活動の創出を図ります。			
取組方法及びスケジュール				
取組方法	年度	Н30	H31	H32
まちづくりを担う アコーディネータ 配置		実施	実施	実施
ボランティアコー 置	ナーの設	検討	検討	実施
住民活動の創出	占等	実施	実施	実施

実施

実施

検討

地域リーダーの育成・配置

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標7	社会資源の発掘・顔の見える関係づくり	
重点項目19	ボランティア団体、NPOなどの協議・交流の場の設定	

現状と課題

生活課題の深刻化や制度の対象外にある地域ニーズに対し、その解決のための住民相互 の支え合いの推進や地域資源の発掘と地域課題に取り組む多様なセクターとの協働推進が 求められています。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

市民活動と企業の社会貢献の接点を設けるため、自治会・地区社会福祉協議会・ボランティア・高齢者・子育てサロン・NPO・行政・福祉施設・学校等を対象に活動紹介や交流の場としてのフォーラムやセミナーを開催し、連携・協働できる機会の創出を図ります。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- ①甲府市協働推進課と共同による協働シンポジウム(9月)及びワークショップ(9月~2月) を開催します。
- ②ボランティア出前講座を随時実施します。
- ③市民・ボランティア・NPO等の交流やボランティア情報の発信を行うため、ふれあい交流フェスタ(5月)及びボランティアウィーク(10月)を開催します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
協働シンポジウム・ワーク ショップの開催	実施	-	-
ボランティア出前講座	実施	実施	実施
ボランティア・NPO等の交 流会等の開催	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標8	協働のルールづくり	
重点項目20	甲府市協働によるまちづくり推進行動計画事業の推進	

現状と課題

多様な団体が協働し、地域課題などの解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とし、平成29年9月に「甲府市協働のまちづくり推進行動計画」が策定されました。

ボランティアセンターは中間支援組織と位置付けられ、協働の推進にあたって重要な役割が 期待されています。まちづくりを協働により効果的に進めていくためには、組織間で目標や事 業推進上の役割分担等についてルールを取り決め、事業を進める必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 「甲府市協働によるまちづくり推進行動計画」に位置づけられた施策を、甲府市と協働により 推進します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- ①「甲府市協働によるまちづくり推進行動計画」に位置付けられた、平成30年度事業について役割分担等ルールを取り決め実施します。
- ②実施に当たっては、毎月定例会において、実施項目や実施方法等を検討・確認します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
推進行動計画事業の実施	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標8	協働のルールづくり	
重点項目21	共通した地域課題を解決するための組織間の協働ルールの設定	

現状と課題

多様な団体が協働し、地域課題などの解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会 を実現することを目的とし、平成29年9月に「甲府市協働のまちづくり推進行動計画」が策定 されました。

ボランティアセンターは中間支援組織と位置付けられ、協働の推進にあたって重要な役割が 期待されています。まちづくりを協働により効果的に進めていくためには、組織間で目標や事 業推進上の役割分担等についてルールを取り決め、事業を進める必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 協働を効果的に進めていくために組織間での目標や事業推進に向けた役割分担等についてルールを取り決めます。また、地域課題を解決するための協議会等を組織し、課題の共有化、協働のあり方を確認し合い、協働の相手との連携を創出します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

・どんなやり方で

働づくり

①本年度中に、災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行い確定します。

②本年度中に2回、県ボランティア・NPOセンター及び甲府地区広域行政事務組合圏域ボランティアセンター、災害ボランティア連絡会などで協働型災害ボランティアセンターの設置・運営・支援などのルールについて検討を行います。

③災害ボランティアセンターの運営について、青年会議所、災害ボランティア連絡会等と学習会や訓練を通じて協定内容の具体化を図ります。

④本年度中に3回、市内4大学のボランティアグループと意見交換会を実施し、実態把握や協働のルールづくりを検討します。

取組方法 年度	H30	H31	H32
災害ボランティア、災害ボ ランティアセンター活動及 び運営のためのルールづく り	検討	策定	運用
大学との連携のための協	検討	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標8	協働のルールづくり	
重点項目22	災害ボランティアセンターの運営体制の整備・強化	

現状と課題

東日本大震災、熊本地震をはじめとする災害発生に対して、被災地の復旧復興支援を担う スタッフの強化が求められています。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

災害時に備えて平常時から災害ボランティア・災害ボランティアセンターへの理解と協力を得るため、人材の育成、情報発信等を進め、社会的装置としての災害ボランティアセンターの 適確な運営を目指します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①社会的装置としての災害ボランティアセンターの運営を適確に行うため、運営訓練を本年度2回(8月)実施します。また、運営スタッフの確保を図るため、運営訓練に合わせて、人材育成に向けた養成講座を本年度2回(7月・8月)実施します。

②運営訓練、情報発信等を実施し、認知度を高めるとともに、受援体制等、運営体制の強化 を図ります。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
災害ボランティアセンター 運営訓練	実施	実施	実施
人材育成に向けた養成講 座	実施	実施	実施
受援体制等、運営体制の 強化	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標8	協働のルールづくり	
重点項目23	市内4大学とのネットワークの構築、連携強化	

現状と課題

多様な団体が協働し、地域課題などの解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会 を実現することを目的とし、平成29年9月に「甲府市協働のまちづくり推進行動計画」が策定 されました。

ボランティアセンターは中間支援組織と位置付けられ、協働の推進にあたって重要な役割が 期待されています。まちづくりを協働により効果的に進めていくためには、組織間で目標や事 業推進上の役割分担等についてルールを取り決め、事業を進める必要があります。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 市内4大学と連携強化を図ります。そのため、各大学の学生ボランティアの現状やニーズを 把握するとともに、学生ボランティアに各種講座や事業への参加を促します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- ①本年度中に3回、市内4大学と協働のまちづくりに向けたネットワークの構築に向け、検討を行います。
- ②随時、小・中・高等学校において、ボランティア講座を実施します。

取組方法 年度	H30	H31	H32
市内4大学とのネットワー クの構築	検討	構築	実施
小・中・高等学校における ボランティア講座	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標8	協働のルールづくり	
重点項目24	近隣市町とのネットワークの構築による情報交換、活動協力	

現状と課題

多様な団体が協働し、地域課題などの解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とし、平成29年9月に「甲府市協働のまちづくり推進行動計画」が策定されました。

ボランティアセンターは中間支援組織と位置付けられ、協働の推進にあたって重要な役割が 期待されています。まちづくりを協働により効果的に進めていくためには、組織間で目標や事 業推進上の役割分担等についてルールを取り決め、事業を進める必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

ボランティア・市民活動組織等に対して、広域協働活動支援、研修機会の提供、情報提供、 組織化支援等を展開します。そのため、近隣社協とのネットワークを形成します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①本年度中に3回(7月・10月・1月)、県ボランティア・NPOセンターと連携を図る中で、甲府地区広域行政事務組合圏域の社会福祉協議会とのネットワーク会議を開催し、ボランティアの交流と活動支援を実施します。

②相互の事業を把握し、事業の協働開催を実施します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
ネットワーク強化	実施	実施	実施
事業の協働開催	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標9	地域における多様な人材の育成、情報の発信	
重点項目25	地域で活躍する人材や活動が期待される人材の育成、支援	

現状と課題

あらゆる人の社会参加を支援し、ボランティアのニーズ側からのアプローチだけではなく、ボランティアをしたい人の希望や関心がおろそかにならないように誰でもボランティアが出来るよう、受け皿を確保するための働きかけが必要です。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

地域生活課題の解決に向けた連携やプログラムの提案等、マネジメントが出来る人材の養成を計画的に行います。また、ボランティアビューロー利用者会議やボランティア受け入れ施設等の担当者会議の開催等を行い、情報交換や人材育成を図ります。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- ①本年度中に7回、ボランティア養成講座を開催し、地域の人材を育成します。
- ②随時、ボランティアビューロー、資器材の貸出を行います。
- ③ボランティアとボランティア受け入れ施設等との情報交換を実施し、相互のスキルアップを 図ります。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
ボランティア養成講座等の 開催	実施	実施	実施
ボランティアビューロー・貸 出資器材等の貸出	実施	実施	実施
ボランティアとボランティア 受け入れ施設等との情報 交換	実施	実施	実施

部門名	ボランティア活動推進部門	
推進目標9	地域における多様な人材の育成、情報の発信	
重点項目26	様々な課題に取り組むための情報収集、二—ズの把握、情報の発信	

現状と課題

年3回発行の社協だより、年5回発行のボランティアニュース、県ボランティアボードや甲府 市広報を活用した情報発信を行っています。SNS等のインターネットを利用した情報発信を 行うことで、若い世代にも情報を提供できるよう工夫が必要です。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

ボランティアセンター、NPO等が様々な情報発信を行うことで、地域の生活課題やその解決 に関わる様々な地域の関係者の存在を地域に周知します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

社協だより(年3回)、ボランティアニュース(年5回)、甲府市広報、甲府市ボランティアセンターフェイスブック(5月~)、県ボランティアボード、パブリシティ等を有効に活用し、活動者、団体、関係機関に対して今後の活動のきっかけづくりとなるよう、活動紹介、活動の在り方等を発信します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
ボランティア情報等の発信	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門	
推進目標10	権利擁護体制の整備	
重点項目27	「福祉後見サポートセンターこうふ」を中心とした基盤整備	

現状と課題

日常生活自立支援事業の利用者が判断能力を欠く常況になったあとも引き続き支援できる 仕組みづくりとして、平成29年度から新たに成年後見制度に関する事業を一部開始しました。成年後見制度に関する事業については、安定的に継続していく必要性が高く、平成30 年度から本格的に実施するにあたり、将来を見据えた基盤整備が必要です。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

成年後見制度に関する事業を安定的に継続して実施していくための基盤として「福祉後見サポートセンターこうふ」を開設し、適正な事業推進を図るために「福祉後見サポートセンターこうふ」運営委員会を設置します。また、権利擁護については、憲法や民法等、法律と深く関わる分野であること、また、個別性があり、状況の適切な把握と課題への速やかな対応が求められる分野であることから、「福祉後見サポートセンターこうふ」の適確な運営を行います。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①4月に「福祉後見サポートセンターこうふ」を開設します。

②弁護士、司法書士、医師、地域包括支援センター職員等による、「福祉後見サポートセンターこうふ」運営委員会を4月に設置し、4月と10月の年2回、会議を開催します。 ③「福祉後見サポートセンターこうふ」運営委員会に置く、「成年後見制度利用検討部会」については、弁護士、司法書士等を委員として、4月に設置し、年4回(5月・8月・11月・2月予定)、会議を開催します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
「福祉後見サポートセン ターこうふ」の開設と運営	設置·運営	運営	運営
「福祉後見サポートセンターこうふ」運営委員会の設置と開催	設置∙開催	開催	開催
成年後見制度利用検討部 会の開催	設置∙開催	開催	開催

部門名	福祉サービス利用支援部門	
推進目標10	権利擁護体制の整備	
重点項目28	行政や関係機関等との連携・ネットワーク	

現状と課題

成年後見制度に関する事業については、平成28年11月に甲府市と協働で「甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針」を策定しました。これに基づき、行政と情報交換や協議を行っています。なお、個別ケースにおいては専門職が連携した対応が求められています。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

甲府市と、事業推進等に関する情報交換や協議を定期的に行います。また、成年後見に関する活動を行っている団体等に呼びかけを行い、情報や意見交換を図ることを目的とした (仮称)連携会議を年1回開催し、甲府市における権利擁護体制のネットワークを構築します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

・どんなやり方で

①毎月1回、行政との情報交換や協議を行います。

②年1回、成年後見に関する活動を行っている団体に呼びかけ、(仮称)連携会議を開催します。

③「福祉後見サポートセンターこうふ」運営委員会に、甲府家庭裁判所からオブザーバー参 加をいただき、家庭裁判所と連携します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
行政との打ち合わせ	実施	実施	実施
(仮称)連携会議の開催	設置∙開催	開催	開催
家庭裁判所との連携	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門
推進目標10	権利擁護体制の整備
重点項目29	日常生活自立支援事業の適正な業務推進
現状と課題	日常生活自立支援事業については、平成11年から取り組んでいますが、今後さらに事業内 容の周知を図っていく必要があります。
H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで	事業が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対して自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことで権利擁護に資するという目的を達成するため、広報に努め、事業内容の周知を図ります。また、「自分のことは自分で決める」権利を尊重し、また、法律に定められた権利等を、過剰な支援になったり支援が不足したりしないように、本人の意思あるいは意向に即して適切に支援できるよう、生活支援員の支援の質の向上を図ります。
	①事業の広報については、地域包括支援センターや基幹相談支援センターの勉強会等へ出

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

- |①事業の広報については、地域包括支援センターや基幹相談支援センターの勉強会等へ出 向き、日常生活自立支援事業の説明を行います。
- ②生活支援記録簿を活用し、生活支援員が支援活動の振り返りを行えるよう事務の見直しを 行います。 ③日常生活自立支援事業の生活支援員活動についての研修会を開催します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
事業の広報	実施	実施	実施
事務の見直し	実施	実施	実施
生活支援員の研修	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門	
推進目標11	権利擁護の視点からの地域福祉の推進	
重点項目30	担い手の育成と質の高い支援活動の実施	
	平成29年度から、県立大学「やまなし市民後見人養成講座」を修了した市民に対する、市民	

現状と課題

平成29年度から、県立大学「やまなし市民後見人養成講座」を修了した市民に対する、市民後見人養成講座実践研修及びフォローアップ研修Ⅰ及びⅡを開催しています。今後は、支援活動の場の提供と、活動への助言やサポートについて検討していく必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

権利擁護の視点を持って地域福祉活動を推進する担い手を育成します。また、本協議会が 開催する市民後見人養成講座を修了し、日常生活自立支援事業の生活支援員への登録者 及び市民後見人活動バンク登録者については、単独での活動が行えるよう支援します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①山梨県立大学主催の「やまなし市民後見人養成基礎講座」及び本協議会主催のフォローアップ研修 I の修了者を対象に、実践研修(5月~8月開催予定)、フォローアップ研修 II(10月開催予定)を開催し、権利擁護の視点を持った地域福祉活動の担い手の育成を行います。

文。②市民後見人養成講座修了者は、単独で活動ができるまでの一定の期間、日常生活自立支援事業の生活支援員として、本協議会の専門員や生活支援員と同行し、活動経験が蓄積できるよう支援します。平成29年度の市民後見人養成講座修了者については、平成30年10月を目途に、単独訪問ができるよう、同行訪問活動において支援の助言等を行います。③日常生活自立支援事業の支援に大きな役割を有している本協議会が、地域における成年後見制度の取組に積極的にその役割を果たしていくため、法人後見を受任します。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
市民後見人養成講座の開 催	実施	実施	実施
生活支援員の養成	実施	実施	実施
法人後見の受任	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門	
推進目標12	赤い羽根共同募金運動の推進	
重点項目31	募金実績の拡大	

現状と課題

共同募金運動は、長い歴史の中で運動の目的が生活困窮者への支援等から地域の課題解決等へと移行したり、地震等災害の多発により災害義援金への関心度が上がるなどの変化が見られています。また、共同募金の必要性及び重要性は広報紙等だけでは市民に伝わり難いのが現状であるため、より効果的に募金の趣旨等の理解を得ることが急務な課題となっております。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

各種団体と連携する中、配分による成果を周知・広報し、募金実績の拡大に取り組みます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに

・どんなやり方で

①配分による成果の広報については、関係団体と意見・情報交換等を行う中で7月までに広報紙の作成を行い、9月には自治会にて組回覧を行います。

②平成30年度において実施する共同募金運動推進モデル事業については、甲府商工会議 所等と連携し、8月までに「募金百貨店プロジェクト」に参画いただく事業所を選定し、支援し ます。

③プロスポーツチームや大型商業施設等との連携については、ヴァンフォーレ甲府のホーム 戦前に行う街頭募金を年複数回実施出来るよう依頼し、募金箱の設置については、山梨県 共同募金会と連携し、甲府市内の大型百貨店等に依頼を行います。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
共同募金のお願いと募金 の効果的な周知	実施	実施	実施
共同募金運動推進モデル 事業の実施	実施	実施	実施
プロスポーツチームや大型 商業施設との連携	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門
推進目標12	赤い羽根共同募金運動の推進
重点項目32	適正な配分

現状と課題

共同募金配分金は、前年度の募金実績や目標額の達成度、人口数等に応じて山梨県共同募金会にて算出されておりますが、甲府市においては実現可能な目標額の算出方法となっていないことや募金実績の減少が配分金の減少に影響しています。また、地区社会福祉協議会や福祉施設及び団体等への配分については、毎年ほぼ同じ内容や施設等から申請されているため、申請を受ける際には申請内容について山梨県共同募金会と十分協議を行う必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ

・どのレベルまで

地区社会福祉協議会及び施設・団体等に配分目的を十分周知した上で募集し、申請された 内容は随時山梨県共同募金会と協議する中で、共同募金の趣旨に沿った内容であるか、また、地域福祉の推進等に資する事業であるか等を適切に精査し、募金を効果的に配分しま す。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①配分申請依頼については、地区社会福祉協議会や福祉施設等に共同募金の活用について丁寧な説明を4月下旬までに行い、5月までに申請された内容を適切に精査し、随時、山梨県共同募金会と協議します。

②福祉施設からの申請については、申請内容を十分精査し、6月に行う施設実態調査において改めて今後も共同募金の趣旨に沿った申請を行うよう助言します。

取組方法 年度	H30	H31	H32
配分の趣旨の周知と申請 内容の精査	実施	実施	実施
適正な配分について山梨 県共同募金会との協議	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門	
推進目標13	指定管理施設における市民サービスの充実	
重点項目33	指定管理施設の適正な管理・運営	

現状と課題

平成18年3月から指定管理者として福祉センター、上九の湯ふれあいセンター等の管理・運営に取り組んでいます。本協議会として社会福祉の幅広い事業の展開や地域福祉推進の拠点という観点から継続的に福祉センター等の施設を管理・運営していく意義は大きいと考えますが、施設を管理運営していく上で独立採算を図ることが困難な施設については、甲府市と適正な管理運営について協議していく必要があります。また、施設や設備の老朽化が顕著な箇所についても、引き続き、甲府市と予算面での協議を行っていく必要があります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

甲府市との基本協定等に基づき、適正な管理・運営を行います。また、必要に応じて各種管理運営内容の改善等を甲府市と随時協議します。また、施設及び設備の修繕については、単年度の修繕計画と併せ、長期的な修繕計画の作成も甲府市と協議します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

指定管理最終年度となる平成30年度は、引き続き基本協定等に基づき適正な管理・運営に 努めます。また、本年度内に開館する玉諸福祉センターについては、11月から職員を配置 し、各福祉センターにおいて充実した研修を行い、開館に向けた準備を行います。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
適正な管理・運営	実施	実施	実施

部門名	福祉サービス利用支援部門
推進目標13	指定管理施設における市民サービスの充実
重点項目34	各種事業の充実及び利用者の拡大

現状と課題

平成27年10月から新規開館した相生福祉センターの利用者数は、玉諸福祉センターの休館による影響もあり増加していますが、他の指定管理施設の利用者数は事業への参加者の減少等により全体として伸び悩んでおります。

H30年度 目 標 ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで

利用者アンケートや利用者からのニーズを随時把握し、ニーズに即した多彩な事業を企画・ 立案し、付加価値の高い様々な事業の実施に取り組みます。また、施設職員の接遇技術の 向上にも取り組みます。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①利用者ニーズの把握については、7月に利用者アンケートを実施します。把握したニーズ については、ニーズの取り入れや改善可能な事項は早急に改善し、施設の運営管理に反映 します。

②接遇技術の向上については、毎月開催する施設長会議や年4回開催する看護師会議等で意見・情報交換等を行います。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
利用者アンケートによる ニーズの把握	実施	実施	実施
接遇技術向上に向けた取組	実施	実施	実施

部門名	在宅福祉推進部門	
推進目標14	在宅福祉サービス事業の見直し	
重点項目35	介護保険サービス事業等の見直し	

現状と課題

各介護事業の人材確保が難しい状況になっていることとともに、民間企業の介護事業参入 や介護報酬改定により、本協議会の介護事業における収益が低迷しており、収支の均衡が 取れていません。今後の事業展開においては、安定した事業運営を遂行するために、福祉 施策の動向を見据えた事業展開を行っていく必要があり、そのための事業見直しへの取組 が必要です。

H30年度 目 標

- ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで
- ①介護保険サービス事業等において、収支のバランスが取れた、減益とならない事業運営 に取り組みます。
- ②国等の福祉施策の動向を見据えた、事業展開を調査・検討します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①介護保険経営委員会を3ヶ月に1回開催し、各事業所の収支計算表の分析と毎月の予算・決算の目標管理を行いながら、新規利用者の獲得のための営業を強化するとともに、新たな加算取得や保険外サービスを検討・創出します。

②介護保険・障害福祉サービス等事業検討会議を5月中に設置します。会議は毎月開催し、 福祉施策の動向を見据えた介護保険事業を展開するための調査・検討を行います。

取組方法 年度	Н30	H31	H32
介護保険経営委員会の開 催	実施	実施	実施
介護保険・障害福祉サービ ス等事業検討会議の開催	設置·実施	実施	実施

- ※加算…介護サービスの質の確保のために設けられているもので、利用者が望む特別なサービスが付加されたこと や職員のサービス提供体制強化により料金が増加すること。
- ※保険外サービス…介護保険適用外サービスのことを指し、介護保険では適用とならない生活援助を中心とした個人の嗜好や思いを、全額自己負担で利用するサービスのこと。

部門名	在宅福祉推進部門	
推進目標14	在宅福祉サービス事業の見直し	
重点項目36	障害福祉サービス事業等の見直し	

現状と課題

各障害福祉サービス事業の人材確保が難しい状況になっていることとともに、民間企業の障害福祉サービス事業を入や報酬改定により、本協議会の障害福祉サービス事業における収益が低迷しており、収支の均衡が取れていません。今後の事業展開においては、安定した事業運営を遂行するために、福祉施策の動向を見据えた事業展開を行っていく必要があり、そのための事業見直しへの取組が必要です。

H30年度 目 標 ・どこまで

- ・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで
- ①障害福祉サービス事業等における、収支のバランスが取れた、減益とならない事業運営 に取り組みます。
- ②国等の福祉施策の動向を見据えた、事業展開を調査・検討します。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①介護保険経営委員会を3ヶ月に1回開催し、各事業所の収支計算表の分析と毎月の予算・決算の目標管理を行いながら、新規利用者の獲得のための営業を強化するとともに、新たな加算取得や保険外サービスを検討・創出します。

②介護保険・障害福祉サービス等事業検討会議を5月中に設置します。会議は毎月開催し、 福祉施策の動向を見据えた障害福祉サービス事業を展開するための調査・検討を行いま す。

取組方法 年度	H30	H31	H32
介護保険経営委員会の開 催	実施	実施	実施
介護保険・障害福祉サービ ス等事業検討会議の開催	設置·実施	実施	実施

部門名	在宅福祉推進部門		
推進目標15	笛南地域包括ケア体制の構築		
重点項目37	笛南地域包括ケア体制の充実・強化		

現状と課題

甲府市笛南地域包括支援センターは、中道・上九一色地区の地域の中核機関として、地域 包括ケア体制の推進に取り組んでいます。

中道地区は、専業農家が多く、後期高齢者になっても農業に従事することにより、「生きがい」を持って健康的な生活を送っている高齢者が多くいます。今後も引き続き健康的な生活が送れるような取組が必要です。

また、上九一色地区は、高齢化率が非常に高く人口減少も進んでおり、高齢者の一人暮らし や高齢者世帯も増加しています。地域で支える人口が少なくなっている中で、互いに地域生 活を支え合う仕組みづくりが必要です。

H30年度 目 標

・どこまで ・どれだけ ・どのレベルまで 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるため、地域の福祉関係者や関係機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の充実と強化を図ります。

H30年度 取組方法 ・いつまでに ・どんなやり方で

①多職種協働による地域ケア会議を年に1回、通常の地域ケア会議を支援者の状況に合わせ随時開催し、ケアマネジメントを充実させるとともに、ネットワーク構築機能の強化を図ります。

②地区自治会連合会等、関係機関の参加による高齢者支援地域推進会議を年に3回以上 開催し、地域で必要な資源の充実と、施策立案の強化を図ります。

取組方法 年度	H30	H31	H32
地域ケア会議の開催	実施	実施	実施
高齢者支援地域推進会議 の開催	周知•実施	周知•実施	周知·実施